

別記様式第1号(第四関係)

ふ た わ ち く か っ せ い か け い か く
二輪地区活性化計画

栃木県大田原市

栃 木 県

平成21年11月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	二輪地区活性化計画	市町村名	大田原市	地区名(※1)	二輪	計画期間(※2)	平成20年度～平成23年度
都道府県名	栃木県						

目 標 : (※3)

二輪地区では、経営体育成換地等調整事業を活用し、経緯営体育成整備事業を円滑に実施し、ほ場条件の整備や農用地の集団化を図り、担い手への集積を促進するとともに、生産物の出荷量の増加による生産性と農業経営の向上を発現し、農業所得の増加、農業従事者の経営意欲の向上を図り、安定した農業経営の持続、展開をすることにより、担い手が意欲を持って定住できる環境を整え、平成19年度現在の集落農家戸数(31戸)を維持することを目指す。

目標設定の考え方

地区の概要:

本市は、栃木県北東部に位置し、首都圏より150kmの地点にあり、恵まれた立地条件と広大な農地を有する栃木県北部の中核都市である。二輪地区は、大田原市の南東部に位置し、一級河川那珂川の右岸に開けた水田地帯であるが、農業の基盤整備が実施されていないため区画形状は狭小で不整形である。水利状況は一級河川那珂川から取水し、隧道を約3kmにわたり流下した用水を取水源としている。
水田二毛作による水稲+麦の土地利用型農業が行われているが、近年イチゴやほうれん草等の園芸作物の作付けも増えてきており、水稲を基幹とした麦・野菜の複合経営である。

現状と課題

本地区は、農業の基盤整備が実施されていない狭隘で不整形な農地が残る農村地域で、農業経営の改善と農用地の利用集積に向けた取り組みの大きな障害となっている。
また、農業従事者においては高齢化が進んでおり、また後継者問題も抱えており、地域の衰退と繋がるのが懸念され、集落農家戸数及び定住人口の維持が課題となっている。

今後の展開方向等(※4)

農業従事者の高齢化・後継者不足が進み地域活力が低下する中、農地の保全、基盤の整備、後継者の育成や農地の集約化等を推進するため、土地改良事業を行い、農作業の効率化、低コスト化を図り生産性の高い農業基盤を確立することにより、農業所得の増加と安定した農業経営のにより農業従事者の経営意欲の向上を図る。
このようなことで、二輪地区の活性化を図り、定住環境の整備促進を図っていく。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
大田原市	二輪	基盤整備(農用地等集団化)	栃木県土地改良事業団体連合会	有	イ	
大田原市	二輪	経営体育成基盤整備事業	栃木県	無	イ	平成22年度～平成26年度(予定)

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

二輪地区(栃木県大田原市)	区域面積(※2)	30ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域の総面積30haのうち農林地面積は27haで90%を占める。当該地域における農林漁業従事者の割合は、おおむね90%である。		
②法第3条第2号関係: 農業者の高齢化傾向からみて、活性化のためには基盤整備により生産性の高い農業を確立し、農業所得の増加、農業従事者の経営意欲を向上させることにより定住化を進めることが必要な区域である。		
③法第3条第3号関係: 市街地を形成している地域(都市計画法に基づく用途地域を含む)は含んでいない。		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

大田原市において、現地確認調査によって区域内の集落農家戸数を把握し検証する。